

## 虐待防止委員会

合同会社 A・S・S 訪問看護ステーション iスマイル

### 虐待防止への指針

#### 【高齢者虐待の防止に関する基本的考え方】

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

#### 【定義】

- 1, 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2, 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 3, 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4, 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5, 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 【虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項】

- 1, 虐待防止の責任者を管理者とし、委員会の開催の指揮、指針の整備や定期的な研修の実施を行い虐待防止及び早期発見に努め、発生時には適切な対処を行う。
- 2, 虐待防止委員に選任されたものは、虐待防止のために、従事者に対する指導及び助言を行う。また、虐待事案の発生や発見時には、委員会にてそれらの対応策を講じ、再発防止に努めることを職務とする。
- 3, 待防止検討委員会の開催頻度：年1回を定期委員会として開催し、虐待ケースの発生状況に応じて臨時委員会を開催（開催にあたっては委員長が決定する）  
開催日：定期委員会は、4月に実施
- 4, 虐待防止委員の役割
  - ① 虐待防止対策の立案
  - ② マニュアルの作成又は変更
  - ③ 虐待防止に関する職員への研修
  - ④ 職員のメンタルヘルスサポート
  - ⑥ 虐待発生時の対応と報告
  - ⑦ 対策実施状況の把握と評価
  - ⑧ 成年後見制度の利用支援
  - ⑨ 苦情解決に関するマニュアルの整備

### **【虐待の防止のための職員研修に関する基本方針】**

- 1, 定期的な研修の実施（年1回以上）
- 2, 新任職員への研修の実施
- 3, その他必要な教育・研修の実施
- 4, 実施した研修についての実施内容（研修資料）の記録と保管

### **【虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針】**

- 1, 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2, 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

### **【虐待等が発生した場合の相談・報告体制】**

- 1, 可能であれば利用者に状況を確認する。
- 2, 発見(疑い)した時点で、虐待防止責任者（管理者）に報告。
- 3, 発見者は、詳細（発見までの経過、どのような虐待か、利用者の発言など）を記録。
- 4, 責任者は虐待防止委員会を開催し、詳細の共有とケースの検討を実施。
- 5, 関係機関より情報収集を行い、また、共有する。
- 6, 検討結果より、責任者は各市区町村の虐待相談窓口へ通報を行う。

※上記に関しては、発見した日に対応を開始し可能な限り当日中に通報まで行う。

※堺市の通報先　　※市外の利用者については、居住市区町村の窓口へ

高齢者虐待：各地域包括支援センター　※堺市ホームページ参照

各区役所の地域福祉課　　※堺市ホームページ参照

障害者虐待：専用電話・専用FAX：072-280-6262

利用時間：月曜から金曜日（祝休日、年末年始を除く）

午前9時から午後5時30分

※上記時間外（月曜から金曜日午後5時30分から翌日午前9時、土曜・日曜日、祝日、年末年始　24時間）：072-233-2800（市役所当直窓口）

### **【成年後見制度の利用支援】**

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

**【虐待等に係る苦情解決方法】**

- 1, 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- 2, 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 3, 対応の結果は相談者にも報告する。

**【利用者等に対する当該指針の閲覧】**

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載する。

**【その他虐待防止の推進のために必要な事項】**

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

**附 則**

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年10月14日より施行する。